

平成30年2月6日 総務委員会資料

職員の懲戒処分等について

このことについて、下記のとおり処分等の発令をした。

記

①	所属・補職	まち美化推進課主務 技能職員 森嶋 寿司
	年齢	49
	処分内容	停職 6月
	処分理由	<p>病気休暇を取得（平成29年7月20日～8月31日）していたにもかかわらず、同年7月15日から8月31日まで開園していた県営のまほろば健康パークのファミリープール内で自身の妻が経営する軽食コーナーにおいて、計46日の間、毎日フルタイム（午前9時～午後5時）で業務に従事していたものである。</p> <p>そもそも、病気休暇は、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にのみ取得できるものであって、病気休暇中は、職員は療養に専念し、再び公務に復帰できるよう健康の回復に努めなければならないものである。</p> <p>それにもかかわらず、病気の妻が気がかりであること、妻が受ける親戚からの嫌がらせを心配してのことで理由に、市の許可を受けず、他のアルバイト店員と同様に店のユニフォームを着用したうえで、店の業務（客の呼び込み、接客・販売、アルバイトへの指導、物品の搬入、業者対応及び店のシャッターの開閉を行う等）に従事していた。</p> <p>市の許可を受けずに軽食コーナーの業務に従事していた行為は、自身が特に個別の報酬を得ていなくても、妻と同居し生計を一にしていることから、地方公務員法第38条に規定する「営利企業等の従事制限」に実質的に違反するものである。</p> <p>また、軽食コーナーに通う理由が、自身の療養のためとはいえ、業務に従事していたことは、自身が述べる軽食コーナーに通う理由を逸脱し、療養のためのものであるといえないことから、奈良市職員安全衛生規則第28条第1項に規定する「病気休暇中における療養専念義務」に違反するものであり、地方公務員法第35条に規定する「職務専念義務」の違反に準ずるものである。</p> <p>さらには、上記の行為により、本市職員の信用を著しく傷つけ、市民の本市行政に対する不信感を招いたことは、地方公務員法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止義務」に違反するものである。</p>
	適用法令	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
②	所属・補職	まち美化推進課長 事務職員
	年齢	58
	処分内容	戒告
	処分理由	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う
	適用法令	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
③	所属・補職	環境部長 事務職員
	年齢	60
	処分内容	嚴重注意（文書）
	処分理由	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う
	適用法令	
④	所属・補職	環境部次長 事務職員
	年齢	56
	処分内容	嚴重注意（文書）
	処分理由	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う
	適用法令	

処分年月日は①～④とも、平成29年11月20日